

1 教職員

(1) 教職員数（臨時的任用の教職員を含む。）

ア 小中学校

（令和4年5月1日現在）（単位：人）

区分	校長・教諭等	事務・栄養職員	計
小学校	7,043	411	7,454
中学校	4,512	214	4,726
義務教育学校	100	5	105
計	11,655	630	12,285

イ 特別支援（盲・ろう・養護）学校

（令和4年5月1日現在）（単位：人）

校長・教諭等 (実習助手含む)	寄宿舎指導員	事務・栄養職員	技能労務職員	計
1,694	217	80	36	2,027

(2) 教職員人事

令和5年度 義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針

長野県教育委員会事務局

義務教育課

教育職員等の人事異動については、学校教育の充実発展を図るため、全県的な教育水準の向上を期し、各校の教育を清新ではつらつとしたものとするよう推進する。その際、異動は教職員が地域に根ざした教育を実践できるようにすることに配慮するとともに、教職員の資質向上のために必要な研修の機会としてとらえ、地域の実情を勘案して、校長、市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）及び県教育委員会の3者（以下、「3者」という。）の協力によって、将来的な展望を踏まえ計画的に行う。

なお、山間地における教育強化及び市町村の特色ある教育活動を支援するための教育職員等人事異動については別記による。

1 教職員の異動について

(1) 校長・副校長・教頭の異動及び任用について

- ① 市町村の実情を勘案し、全県的立場に立って適材を適所に配置する。
- ② 市街地・平坦地・山間地相互間、郡市相互間及び学校種別間の異動に努める。
- ③ 学校規模や在任期間にとらわれることなく行う。ただし、校長については、1校での勤務が長期化するよう努める。
- ④ 原則として当該市町村内に居住し、地域の教育に打ち込めるよう配慮する。
- ⑤ 新たに任用した校長・副校長・教頭の配置にあたっては、市町村教育委員会の内申を踏まえ、全県的立場に立って行う。
その際、山間地・遠隔地及び複数の学校種等における幅広い教育経験を考慮する。
- ⑥ 女性の積極的な任用に努め、適材を適所に配置する。

(2) 一般教育職員の異動について

- ① 学校種や学校規模の異なる教育経験を積むような異動に努め、適材を適所に配置する。
- ② 全県を4つのブロックと12のエリアに分けるものとする。(別表1)
- ③ 教職員が自らの意志で主として勤務することを希望したエリアを本拠地という。なお、令和2年度以降の新規採用者については、教員祭用選考の合格通知に示された在職期間中に主として勤務するブロックを採用地ブロックという。
- ④ 在職期間中に本拠地を含むブロック以外のブロックを1つ以上経験するとともに、本拠地を含むブロック内の3つのエリアでの勤務を経験することを原則とする。(5 適用参照)
- ⑤ 市街地・平坦地・山間地相互間の異動を積極的に推進する。そのために、同一ブロック内連続市街地3校となる異動は避けるとともに、同一市町村内の4校連続異動は行わない。また、在職期間中に山間地校での勤務を経験することを原則とする。
- ⑥ 中学校における免許外教科担当教員の数を少なくするよう、3者の協力・連携によってその実現を図る。
- ⑦ 1校における在任期間は、原則として8年を限度とする。ただし、学校・地域の実情等を総合的に勘案し、適正に対応する。
- ⑧ 特別支援学校への異動に際しては、特別支援学校教諭免許状(又

は盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状）を有していることが望ましい。

- ⑨ 令和 2 年度以降の小中学校の新規採用者は、採用地ブロックへの配置を原則とする。
 - ⑩ 平成 28 年度以降平成 31 年度までの採用者で、本拠地が含まれないブロックに配置された小中学校の新規採用者の 2 校目の異動に際しては、本拠地が含まれるブロックに配置することを原則とする。
 - ⑪ 令和 2 年度以降の小中学校の新規採用者の 2 校目の異動は、各ブロックの実情を勘案して規定されたブロックの異動条件に沿って実施する。（別表 2）
 - ⑫ 特別支援学校へ平成 20 年度以降配置された新規採用者の 2 校目、または 3 校目の異動に際しては、異校種経験を重視する立場から小・中・義務教育学校への異動を原則とする。
 - ⑬ 栄養教諭の異動については、当面、学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。
- (3) 事務職員・学校栄養職員の異動について
学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。

2 中学校・高等学校間の人事交流について

中学校（特別支援学校を含む。）・高等学校間の人事交流については、「県立高等学校教員と公立中学校等教員との人事交流に関する基本要綱」に基づき、その促進を図る。

3 新規採用について

教育職員については、県教育委員会の行う採用選考を経た者の中から、また、事務職員については、県人事委員会の行う採用試験による採用候補者名簿記載者の中から、それぞれ学校の希望条件に適合する者を推薦し、当該市町村教育委員会の内申をまって採用する。

なお栄養教諭の採用については、平成 28 年度採用選考から県教育委員会が行う。

4 人事異動方針の見直しについて

本方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

5 適用

本方針のうち、1 (2) ④については、平成 28 年度新規採用者から適

用する。平成 27 年度以前の採用者については従前の人事異動方針(注)を適用するが、教職員が地域に根ざした教育を実践できるようにするという本方針の趣旨を踏まえた人事異動を可能な範囲で行う。

(注)上記従前の人事異動方針は、「平成 27 年度義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針」中の 1 (2) ②の「広範囲の異動に努め、在職期間中に東信・北信・中信・南信ブロックのうち少なくとも 3 ブロックを経験するものとする。」及び、1 (2) ⑦の「小中学校へ配置された新規採用者の二期目の異動に際しては、本拠地とするブロック以外への異動を原則とする。」である。

(別表 1)

ブロック、エリアの区分

ブロック	エリア	該当都市	該当市町村
東 信	南 部	佐 久	佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村 小海町北相木村南相木村中学校組合
	東 部	佐 久	小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町
	西 部	上 小	上田市、東御市、長和町、青木村、上田市長和町中学校組合
南 信	南 部	下伊那	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村 下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	中 部	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、 中川村、宮田村、辰野町塩尻市小学校組合
	北 部	諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
中 信	南 部	木曾・塩筑	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、 塩尻市、塩尻市辰野町中学校組合 麻績村、生坂村、筑北村
	中 部	松 本	松本市、山形村、朝日村、松本市山形村朝日村中学校組合
	北 部	安曇野・北安	安曇野市 大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
北 信	南 部	上高井・更埴	須坂市、千曲市、小布施町、高山村、坂城町
	中 部	長野・上水内	長野市、信濃町、飯綱町、小川村
	北 部	中高・飯水	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

(別表 2)

ブロック	採用当初の異動条件
東信	・ 2 校目は東信ブロック以外への異動を原則とする。
南信	・ 2 校目は引き続き南信ブロック内の異動を原則とする。
中信	・ 2 校目は中信ブロック以外への異動を原則とする。
北信	・ 2 校目は北信ブロック以外への異動を原則とする。

(別 記)

山間地における教育強化のための教育職員等人事異動について

山間地（へき地を含む）における教育強化のための教育職員等の人事異動については、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会の3者が緊密に協力し、全県的立場に立って、これが実質的に強化されるよう、次により行う。

1 教育職員等は、その在職期間中に、別表3に示す山間地校での勤務を経験することを原則とする。

○ 特に山間地の中堅教員確保について、校長は、市町村及び県の教育委員会と緊密な連絡のもとに努力し、市街地・平坦地の勤務者が進んで山間地へ赴くよう指導する。その際、必要に応じて県教育委員会は積極的な指導助言を行うものとする。

○ 市街地・平坦地へ配置された新規採用者の異動に際しては、別表3に示す山間地校への異動を原則とする。

2 上記により難い場合は、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会が協議して決定する。

市町村の特色ある教育を支援するための教育職員等人事異動について

1 市町村教育委員会が地域に根ざした特色ある教育活動の推進を特に希望した場合には、市町村教育委員会の意向を踏まえて、県教育委員会は教員を配置する。

2 上記教員の配置は、本人事異動方針に沿って行う。

令和5年度県立高等学校教員と公立中学校等教員との人事交流に関する基本要綱

義務教育課

高校教育課

特別支援教育課

1 目的

県立高等学校に所属する教員（以下「高等学校教員」という。）と公立中学校及び特別支援学校に所属する教員（以下「中学校等教員」という。）との間において人事交流を行うことによって、中学校及び特別支援学校と高等学校が一層連携して教育実践を深め、授業や学習の改善に向けた取組を活性化させるとともに、教え方や学び方の質の転換を図り、幼保小中高一貫した学びを推進する本県教育の一層の充実に資することを目的とする。

2 交流の方法

市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）の協力を得て、高等学校教員を中学校、特別支援学校に、中学校等教員を高等学校に、それぞれ派遣する。

3 交流の期間

期間は、おおむね3年とする。

4 交流対象者

対象者は、必要な教員免許状を所有し、教職経験豊かな者のうち、校長及び市町村教育委員会の推薦に基づき県教育委員会が適当と認める者とする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(3) 異動の状況〔令和5年4月1日付(退任者は令和5年3月31日付)]
 (単位:人)

区分	小学校					中学校				
	校長	副校長	教頭	教諭	計	校長	副校長	教頭	教諭	計
新任	59	2	64	243	368	27	1	24	142	194
転任	70	0	83	824	977	48	0	43	604	695
退任	56	0	10	245	311	43	0	4	129	176
計	185	2	157	1,312	1,656	118	1	71	875	1,065

区分	特別支援学校					計				
	校長	副校長	教頭	教諭	計	校長	副校長	教頭	教諭	計
新任	4	0	10	55	69	90	3	98	440	631
転任	5	0	1	144	150	123	0	127	1,572	1,822
退任	5	0	2	59	66	104	0	16	433	553
計	14	0	13	258	285	317	3	241	2,445	3,006

(注) 教諭には養護教諭・栄養教諭を含む。国立附属学校を除く。

義務教育学校は、中学校に含む。